

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例

広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(こども家庭センター) 第六条 (略)			(こども家庭センター) 第六条 (略)		
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
広島県西部 こども家庭 センター	広島市南区宇 品東四丁目	呉市、竹原市、 大竹市、東広 島市、廿日市 市、江田島市、 安芸郡、山県 郡及び豊田郡	広島県西部 こども家庭 センター	広島市南区宇 品東四丁目	呉市、竹原市、 大竹市、東広 島市、廿日市 市、安芸高田 市、江田島市、 安芸郡、山県 郡及び豊田郡
3 — 5 (略)	3 — 5 (略)	3 — 5 (略)	3 — 5 (略)	3 — 5 (略)	3 — 5 (略)
(建設事務所) 第十二条 (略)			(建設事務所) 第十二条 (略)		
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
広島県西部 建設事務所	広島市南区比 治山本町	広島市、呉市、 竹原市、大竹 市、東広島市、 廿日市市、江 田島市、安芸 郡、山県郡及 び豊田郡	広島県西部 建設事務所	広島市南区比 治山本町	広島市、呉市、 竹原市、大竹 市、東広島市、 廿日市市、安 芸高田市、江 田島市、安芸 郡、山県郡及 び豊田郡
広島県北部 建設事務所	三次市十日市 東四丁目	三次市、庄原 市及び安芸高 田市	広島県北部 建設事務所	三次市十日市 東四丁目	三次市及び庄 原市

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。